

平成24年第1回

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成24年2月17日開会
平成24年2月17日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	1
開会宣告	1
広域連合長挨拶	2
開議宣告	3
日程1 会議録署名議員の指名について	3
日程2 会期の決定について	3
日程3 第1号議案 福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について	3
提案理由説明	
○東村広域連合長	3
質 疑	
○松本朗君	4
○三上事務局長	4
○松本朗君	5
○三上事務局長	5
○松本朗君	6
○東村広域連合長	6
討 論	
○松本朗君	7
採 決	8
日程4 第2号議案 福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び同組合規約の変更について	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
採 決	9
広域連合長挨拶	9
閉会宣告	9

平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会議決事件一覧

(議案)

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第1号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合後期高齢者医療 に関する条例の一部 改正について	広域連合長	24. 2. 17	24. 2. 17	原案可決
第2号議案	福井県市町総合事務組 合を組織する地方公共 団体の数の減少及び同 組合規約の変更につい て	〃	〃	〃	原案可決

平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会期及び日程

月 日	曜	時間	会議	場所	会議事項
2月17日	金	午後2時20分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	開会、議案上程、 質疑、討論、採決、 閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成 24 年 2 月 17 日（金曜日）午後 2 時 20 分開会

平成 24 年 2 月 17 日、平成 24 年第 1 回臨時
会が福井県自治会館多目的ホール（議場）
に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日程 1 会議録署名議員の指名について
- 日程 2 会期の決定について
- 日程 3 第 1 号議案 福井県後期高齢者医
療広域連合後期高齢
者医療に関する条例
の一部改正について
- 日程 4 第 2 号議案 福井県市町総合事務
組合を組織する地方
公共団体の数の減少
及び同組合規約の変
更について

○出席議員（17 人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 北條 正君 | 2 番 山崎 法子君 |
| 4 番 北村 晋君 | 6 番 新谷 欣也君 |
| 7 番 武田 敏孝君 | 9 番 玉邑 哲雄君 |
| 10 番 大久保恵子君 | 12 番 飯田 拓見君 |
| 13 番 向瀬 英渡君 | 15 番 砂子 三郎君 |
| 16 番 松村 治門君 | 17 番 村田 耕一君 |
| 19 番 加藤 貞信君 | 20 番 山川 豊君 |
| 21 番 松本 朗君 | 22 番 東野 栄治君 |
| 23 番 河合 永充君 | |

○欠席議員（6 人）

- | | |
|-------------|-------------|
| 3 番 池尾 正彦君 | 5 番 的場 輝夫君 |
| 8 番 平岡 忠昭君 | 11 番 嵐 等君 |
| 14 番 北野 正勝君 | 18 番 谷口 健次君 |

○事務局出席職員

- | | |
|--------|---------|
| 事務局長 | 三 上 明 範 |
| 事務局次長 | 高 村 恒 之 |
| 業務課長 | 東 嶋 孝 市 |
| 会計管理者 | 本 多 充 |
| 業務課長補佐 | 山 岸 健 |
| 係 長 | 田 畑 佳 亨 |
| 係 長 | 川 尻 宏 和 |
| 係 長 | 川 江 邦 孝 |

○説明のため出席した者

- | | |
|--------|-----------|
| 広域連合長 | 東 村 新 一 君 |
| 副広域連合長 | 杉 本 博 文 君 |
| 副広域連合長 | 橋 本 達 也 君 |

○議長（加藤貞信君） 平成 24 年第 1 回
福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
は、本日招集され、出席議員が定足数に達
しておりますので、議会は成立しました。

よって、これより開会し、本日の会議を

開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、3番 池尾正彦君、5番 的場輝夫君、8番 平岡忠昭君、11番 嵐等君、14番 北野正勝君、18番 谷口健次君の6名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) 本日ここに、平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに極めて御多用のところ、御参集を賜りまして厚く御礼申し上げます。

私は、去る1月5日に行われました広域連合長選挙におきまして、再任の栄を賜りました。今後とも、皆様のより一層の御協力を賜りながら、この重責を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

さて、先月末には、我が国の今後の人口推計について、寿命がさらに延び、2060年度には約40%の人が65歳以上の高齢者となる一方で、出生率は伸びず、少子高齢化はとどまることなく進行すると発表されました。

こうした将来の人口動態が確実視される中において、今後の高齢者医療制度の存在

価値は、ますます高くなっていくのではととらえております。

国は、現行制度の今後について、基本的には高齢者医療制度改革会議の「最終とりまとめ」を踏まえて、地方との協議を進め、ただ今開会中の平成24年第180回通常国会に現行制度の廃止に向けた見直しのための法案を提出するとしております。

しかし、先月24日に開催された、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において、全国知事会が、この「最終とりまとめ」は現行制度の改悪であり、また、協議を一切受けていない中で、現行制度廃止の法案提出は認められないと、改めて国に対し強く申し入れを行うなど、高齢者医療制度の行方は予断を許さない状況となっております。

このように、中央では制度の今後のあり方について、激しく議論をされる一方で、現行制度の運営を預かる我々保険者にとっては、その間の制度の安定的な運営を確保することが大きな課題であり、これに関連して、平成24年度及び25年度に適用する保険料率の改定が必要となっております。当広域連合は、この改定に当たって、被保険者の保険料負担並びに現行制度の今後を見据えながら試算を行ってまいりました。

本日は、その中から導き出しました、平成24年度及び25年度の新保険料率についての案件と、福井県市町総合事務組合か

ら、組合規約の変更について協議を求められておりますので、その案件もあわせて提案させていただいております。

この後、何とぞ十分なる御審議をいただき、妥当なる御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが開会の挨拶といたします。

○議長(加藤貞信君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

6番 新谷欣也君、7番 武田敏孝君を指名いたします。

次に、日程2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤貞信君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程3 第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました、第1号議案「福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度の保険料率につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、2年ごとに見直すこととなっております。

現在、福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の第9条及び第10条において、平成22年度及び23年度の保険料の所得割率と均等割額を規定し、第11条において、保険料の賦課限度額を規定しておりますが、新たに、平成24年度及び25年度に適用する所得割率及び均等割額、賦課限度額を定めるにあたり、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

現在の保険料率につきましては、均等割額が年額4万3,700円、所得割率が所得の7.90%となっております。来る、平成24年度及び25年度に適用する保険料率につきましては、その間の被保険者数や療養給付費等の伸び、後期高齢者負担率及び賦課限度額の引き上げ、さらには診療報酬の改定率などを加味した上で試算したところ、何の抑制策も講じなければ、均等割額

は年額4万6,700円と3,000円の引き上げ、また所得割率は所得の9.40%と、1.50ポイントの引き上げが必要という結果が得られたところであります。

しかしながら、当広域連合といたしましては、これまでの保険料の剰余金等を積み立てました療養給付費等準備基金を活用することにより、何よりも被保険者の皆様の保険料負担を軽減するということを考えるとともに、この制度が平成26年度以降も継続される公算が強いことから、保険料率をできる限り平準化することが望ましいと判断いたしまして、保険料率は現行のまま据え置くこととし、本日ここに提案させていただくことになりました。

また、今回の保険料率の見直しにあたって、中低所得者の負担軽減を図ることを目的として、保険料の賦課限度額を現行の50万円から55万円に引き上げる施行令の改正が行われましたので、当広域連合におきましても、賦課限度額を規定する条例の改正を提案させていただきました。

なお、改正条例の施行期日は平成24年4月1日であります。

何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤貞信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

21番、松本朗君から質疑の通告があり

ましたので、許可します。

21番、松本朗君。

（松本朗君 登壇）

○松本朗君 条例の改正について質疑いたします。

条例の改正によって、影響を受ける所得階層はどの程度の所得の階層でしょうか。

また、その対象被保険者数と全体に対する構成比とお尋ねします。

さらに今回、限度額の引き上げを行ったわけありますけども、その引き上げを行うに至った判断、その妥当性についてどのように考えていますか。

以上です。

○議長（加藤貞信君） 松本朗君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長 三上明範君 登壇）

○事務局長（三上明範君） ただいまの質問は、3点あったかと思えます。

まず第1点は、条例11条の賦課限度額の改定によりまして、影響を受ける所得額はいくら以上か。2点目は、その対象人数と構成比はどれぐらいになるのか。また、3点目としまして、限度額引き上げをなぜ妥当と判断したのかということについてお答えしたいと思います。

今回の賦課限度額の改定により、影響を受ける所得額は収入から基礎控除等を差し引いた賦課のもととなる所得が約578万

円以上であります。例えば、現行保険料率での年金のみの収入の方ですと、約800万円以上受給している方が影響を受けることになります。

なお、今回の賦課限度額の改定で影響を受ける方々は、平成23年12月末現在、958人で、被保険者全体の約0.9%となっております。

また、平成24年度保険料率算定におきまして、55万円の賦課限度額を超える被保険者は、賦課のもととなる所得が約640万円以上ある818人で、全被保険者の0.7%と推定しております。

一方、当広域連合において、今回の賦課限度額の引き上げが妥当と判断した理由は、療養給付費の伸びによって保険料負担が増加する中、中低所得層の負担を考慮し、所得の高い人にこれまでよりも多く負担していただくという、より負担能力に応じた負担構造とする必要があることと、また、国保においては今年度に引き上げており、そのバランスにも考慮すべきと考えたからでございます。

また、先ほど申し上げた理由から、今回の引き上げが全国後期高齢者医療広域連合協議会におきまして、国に対して要望している経緯があり、全国すべての広域連合が55万円に引き上げを予定していることから妥当と判断した次第であります。

○議長（加藤貞信君） 21番、松本朗君。

○松本朗君 今の答弁を踏まえてお尋ねをしますけれども、限度額を5万円引き上げたことによって、その部分についての保険料増収額はいくらですか。

あわせて、その分が、保険料収入が増額するわけでありまして、均等割額、所得割額総額の、保険料総額がその分引き上がるわけですね。総額として保険料を引き上げないという立場には立たなかったわけですが、それについて、引き上げないという判断も考えられるのですよね。なぜ、そういう判断をしなかったのか、これが2点目です。

3点目は、先ほど全協の質疑の中で言いましたけれども、福井県は応能割と応益割の比率が、応益割が高いわけであります。その応益割、応能割のバランスをもう少し変えるという判断はしなかったのでしょうか。

○議長（加藤貞信君） 事務局長。

○事務局長（三上明範君） 今、3点ほどいただいて、1点目が今回の賦課限度額において引き上げの影響はどれだけで、2点目としまして、賦課限度額の引き上げに伴って増額された分を、均等割の引き下げに回してはどうかという点だと思います。まず、その2点についてお答えさせていただきます。

今回の保険料率の据え置きに伴いまして、中低所得者の賦課の抑制には直結しませんけれども、高所得者層からの保険料収入が

約4,500万円増加します。療養給付費等準備基金からの繰り入れが4,500万円減少することとなります。その中で、御提案のように所得割増額分を均等割に割り振りますと、1人当たり年額400円の保険料の引き下げは可能でございますけれども、均等割には、所得の低い被保険者に対して軽減措置がございます。9割軽減の方に関しては保険料額が変わりません。8.5割の方に関しては年額100円、5割の方で年額200円、そして2割の方で年額300円の引き下げとなります。

しかし、当広域連合ではこの制度が平成26年度以降も継続させる公算が強いことから、保険料率をでき得る限り平準化することが望ましいと判断いたしまして、今回の改定では現行のまま据え置きとしました。

残った準備基金につきましては、先ほども申しましているように、療養給付費の不測の増大や次期保険料の増加を抑制する財源、保健事業を充実するための財源として、すべての被保険者の方に還元をしていきたいという考え方でございます。

それと、3点目の件ですけれども、今ほど言った考え方の中で現行据え置きを決めさせていただきましたので、均等割を少なくしてという考え方もございましたけれども、国のほうから所得の低い方には軽減策がございますので、ここは十分賄えるのではないかとということで、そのままにさせて

いただきました。

以上でございます。

○議長(加藤貞信君) 21番、松本朗君。

○松本朗君 連合長にぜひ答えていただきたいのですが、今、答弁があつて、実務的な答弁といいますか、そういう判断に至った理由としては、事務当局としてはそう言われたわけです。

私は11月の議会では、最大限、基金を使って引き下げも可能ではないかということも言いました。客観的にはそういう条件があると思うんですね。今の説明のとおり、均等割の引き下げも、額は少額ではあるけれども、引き下げの可能性もあったわけですね。そういうことについて、連合長自身はそういう検討をされたのか、そういう判断をしようというふうには検討すらされなかったのか、この点はいかがでしょうか。

○議長(加藤貞信君) 連合長。

○広域連合長(東村新一君) 先ほど提案理由の説明でも私が申し上げたように、考え方としては、現行据え置きということで行かざるを得ないというふうに判断いたしました。今、事務局長から説明をいたしましたように、細かいいろんな対応策をいくつか並べた中から選択をしてきたつもりであります。

したがいまして、考え方の中においては、そういう、下げるということも1つの手法であったということについては、先ほどの

資料でもありましたように、全国の中でも前回の改定時に下げたというようなところがあったということも含めて、そういうことを議論しました。しかしながら、先ほども説明した中にあったように、今後の医療費等の伸び、或いはインフルエンザ等が短期間ではありますけれども非常に集中的に治療が行われる。そういうふうなときに、基金も全くなしにするということは非常に難しい運営を強いられる。そういうふうなことも念頭に置いた上での判断をしたつもりであります。

○議長（加藤貞信君） 以上で通告による発言はすべて終了いたしました。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

21番、松本朗君から討論の通告がありますので、これを許可します。

21番、松本朗君。

（松本朗君 登壇）

○松本朗君 坂井市議会、日本共産党議員団の松本であります。

議案第1号について反対の討論をいたします。

議案は、来年度、再来年度の2か年の保険料を改定する条例改正案で、所得割、均等割額は据え置き、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げるというものであります。限度額の5万円の引き上げについては、内閣の閣議決定に伴う判断でもある

し、しかも、先ほどの答弁のように対象者の所得は年金のみの収入では800万円、その他の所得もある方でありますと、大体700万程度だと思えますけれども、それ以上の所得者である、しかも、被保険者全体の中の0.9%ということでありまして、それ自体は一定理解できるものであります。

しかし、そのことによって保険料総額が年間4,500万円引き上げられることとなります。その4,500万円分を均等割額の引き下げに回すことによって、保険料総額の維持に努めるべきであったと思うのです。それが可能であることは、先ほどの質疑のやりとりの中でも明らかでありますけれども、基金残高が6.9億円残るという試算でありますから、当然可能であることは明らかなわけですから、この条例改正には賛成できないと思います。

私は、11月の定例会の一般質問で、療養給付費等準備基金や医療財政安定化基金を活用すれば、保険料の引き下げも可能ではないかと質問しました。事務局が作成した保険料算定の資料でも、医療費が年々上がり、それが保険料につながることは明らかであります。

この点からも、今後、後期高齢者医療制度を続ければ続けるほど、高齢者の負担が引き上げられる制度的な欠陥がある制度であるわけですから、制度の廃止も早急に求められると思っています。

同時に、当広域連合の会計状況は、当初の保険料の高めの設定もあって、基金が一定積み上がったわけです。これを活用することによって、今回、所得割率などの据え置きは行われましたけれども、今の国民生活の状態、それから、年金が引き下げられる、そういう状況の中で、少しでも保険料を引き下げて欲しいというのは、多くの高齢者の方の願いではないでしょうか。その願いに応えた広域連合としての判断をするべきではなかったでしょうか。この点について、検討はしたと連合長はおっしゃいましたが、私は一步踏み込んで、全国で唯一の保険料の引き下げる県という判断を十分できた、このことを指摘して反対の討論といたします。

○議長（加藤貞信君） 以上で通告による発言は終了いたしました。

これにて討論を終結し、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第1号議案を、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（加藤貞信君） 起立多数であります。

よって、そのように決しました。

○議長（加藤貞信君） 次に、日程4 第2号議案「福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第2号議案「福井県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更」について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、当広域連合も加入しております、福井県市町総合事務組合から規約の別表の変更についての協議がありましたので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、福井県市町総合事務組合を構成する一部事務組合のうちの3団体が解散し、名称を変更した別の広域連合に事務を承継することに伴い、構成市町及び一部事務組合を示しております別表を変更するものであります。

変更規約の施行日は、平成24年4月1日となっております。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤貞信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

第2号議案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の閉会にあたり、一言御礼を申し上げます。

議員各位には、提案させていただきました議案につきまして、慎重なる御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことに、心から厚く御礼申し上げます。

今後とも、被保険者の方々を初めとして、県民の皆様の一層の御理解を得ながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めてま

いる所存でございますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会にあたっての御挨拶といたします。

本日は、ありがとうございました。

○議長（加藤貞信君） 以上で会議を閉じます。

これをもって、平成24年第1回福井県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

午後2時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、
ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

議長

加藤 貞信

署名議員

新谷 欣也

署名議員

武田 敏孝